



は、EECの問題をどう考えていくかという問題は、日本としても相当検討する必要があると考えられます。最近の事情としては、東南アジアにおいては、EECとの競争に負けておる例が相当多いのですね。そういうことから考へて、EECの発展と日本の対外貿易、特に東南アジアにどういう影響があるのか、この問題についてはつきりとした対策を立てないと、日本の輸出貿易に相当大きな影響があるのじゃないか。政府はEECに対して接近するというような政策、考え方を持つている、こういうのですが、その中身はどういうものか私はよく知りませんが、どういう方法で接近するのかよくわかりませんが、いずれにしても、EECの動きをどうやうものを検討し、その対策を考えないと、特に東南アジアにおける貿易、というものは相当な影響を受けるのじやないかと思うのですが、どうでしょう。

てみますれば、五割も一年間にオランダとの貿易は伸びているというようになつてくる、これはもうはつきりしておると思います。そこで、過般の入札の問題、これはいろいろございまして、金融の問題という面是非常に薄くしてほどの要素が多かつたのですが、しかし、そういうものに対抗する手段としても、従来プラン以外には輸出入銀行の金融はやらぬという方針でございましたが、耐久消費財というようなものについても、これを金融のパックをして競争せることも必要ではないかというふうな事情が出てきたと私どもは判断しまして、今その点についての検討をしているところでございますが、根本的には、今後の対策としては、やはり関税率をお互いに少なくするというような方向でお互いの貿易を拡大する、それに耐えられるだけの日本の国内産業の体質を強化することによどめの力を入れなければいかぬ、もう最後の問題はやはりそのことに帰着するだろうと私どもは考えております。

けられて考えられるわけです。E E Cと日本との関係についても、大蔵大臣は非常に楽観しておられます。E E C自体の問題でも、関税を引き下げ、そうして貿易の拡大をはかり、いわゆる貿易の障害を取り除くための関税の引き下げをいぶんやつてあります。計画よりも相当進んでいる三十品目くらいありますが、そのうちで六十品目くらいは関税を上げているのですね。世界事情からいけば、アメリカ等においても関税の引き下げについて大統領に権限を与える法案を出して、今審議されている。E E Cにおいても、すでに大幅な関税の引き下げをやっている。ひとり日本は関税をまだ引き上げておるというふうな現状にあるわけですね。これは、関税の引き上げは貿易の自由化対策としてやつておるという点では理解できるわけです。しかし、世界的な傾向からいえば、そういう意味で日本は相当おくれているのじゃないか、今後の世界貿易場裏において競争していく場合、日本の関税政策一つにしても立ちおくれにあらぬのじゃないか。そういう点から考えると、なかなかE E C自体との関係において日本は決して有利な立場に立っていないのではないか。むしろ、関税の引き下げが起こつてくる。自由化はしなければならない。関税をそう下げてはいかぬ事情が日本にあるわけですが、どうですかね。

○国務大臣(水田三喜男君) 今、そこが日本経済の一番悩みでございまして、自由化をとにかくしなければいかぬ、これははつきりしておりますが、自由化をするためには一時的に、最小限度に私どもはとどめておりますが、関税をある程度上げるという方向によつて解決しなければ、日本経済の実情から見て自由化に無理があるということは、もう御承知のとおりでございまして、自由化をするが、たとえば日本の日本の産業の合理化計画から見たら、この合理化計画どおりにやつていけば、あと二年たてば国際競争力をりっぱに持てるのだという産業に対しても、一年間の暫定の関税率をきめてこれに対して処するというような方法も實際上はどちらざるを得ないというようなことで、今度の関税率はそういういろいろの考慮をもつていいじつてございますが、こういう措置をとることによって自由化を踏み切つたあとで、すぐにもう長期間的な問題としていま一歩関税を下げるということによつて、初めてこのE.F.T.C.国家経済との接近ができるのだ。それ以外にはできないというものが、つかることが目に見えますので、やはり自由化は今言つた形で一時的には関税を上げるという形で踏み切つて、二段目にするそのあとで関税を引き下げるなおかつ国際競争力に耐えられるという、この仕事に取りかかっていくという時期が私どもは重なつておるので、今後それをどういうふうにやるかが産業政策の大きい課題ではあります、そうちかといって、一度に低関税にまだ持つていくだけの体質改善ができておりませんから、やはり言つたように、一時上げて、そ

てその次に本格的に下げていくといふこと、二段がまえの施策をもつて臨むよりもかには方法がないだろうと。私どもいろいろこの問題は苦労しておりますが、今のところそういうような踏み切ります。○荒木正三郎君 それで、われわれが政府の政策を見ていると、何か場当をとり的な当面の対策に追われて、少し生を見通した政策というものが欠けているんじゃないかというような気がするのですがね。たとえば、池田内閣における政策を掲げて、そして設備の近代化、合理化、そういう体質改善をはかつて国際競争に勝っていくこうということで、踏み出したわけですね。ところが、その結果やはり輸入の増大ということになって、そうして今日国際収支の不均衡という事態が起きた。今度は国際収支の不均衡ということにあわせて、やはり金融の引き締めをやり、そうして設備投資を抑制していく、こういう措置を出しているわけですね。一つは、当面の問題を見ると、やむを得ないからいよいよな理由があるようにも考えられますがけれども、何か当面の事態に応じるというだけでは精一ぱいだといふこと、うな感じがするのですがね。自由化の問題にしても、自由化をやろうと踏み切つて、自由化するためには日本の産業の体質を強化しなきいかぬという問題が起ってくる。しかし、今それが力がないので、関税を引き上げて、そうして国内産業も保護しなければならない。確かにアメリカや西ヨーロッパ諸国の工業水準に比べて日本の工業水準は立ちおくれておる。そういう

アラカルト屋のふれはシテはヌラリとて、板なるを見たが、アカリナリ。

う事情が相当困難な立場に日本を追い込んでいるのではないかというふうに考へるのですがね。

ですから、私どもは前から、アジアの貿易の拡大ということを相当強く主張してきたわけなんです。しかし、これは特に中共等の問題は、政府の、われわれからいえば施策が誤まつてお

るために、一向進展しない。東南アジアの地域においても、東南アジア地域の外貨の不足というふうないろいろの事情があつて、なかなか貿易が伸びない。こういう事情になつてきていると思うのですがね。

ですから、日本の貿易の拡大、これは私が言うまでもなく、日本は資源の乏しい国です。したがつて、その資源は海外に仰がなければならぬという意味で、諸外国に比べて日本の場合の貿易の重要性といふものは、非常に大きいと思うのですね。ですから、政府としても一貫した政策といふものを立ててやつていかないと、あつちにもこつちにも破綻が来て、その破綻をつくろうということで精一ぱいだということになるのではないでしょうか。大蔵大臣、どういうふうにお考へでしようか。

○國務大臣(水田三喜男君) 設備投資

は、これはもうやむを得ないもの

であると私は思うのです。

ですから、日本の貿易が伸びない

ために、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつていているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ

ういう必要な設備投資はやらせる。た

だ、国内の需要の問題で、こう各企業

が競争して水準が上がるものじやなく

としは四月に入つたらすぐ各社の計画

を出させて、これは待てとか、これは

必要だからと、促進させるものと、押

えるものとの吟味を四月から始めたい

と私どもは考えておりますが、そういう

形によつて必要な設備投資はどんど

ん促進させるが、待たせるものは待た

せるで、形というやはりむずかしい問

題があつても、もうこの自由化はでき

るという、また急がなければならぬ

ということを背景とした一つの現象で

あって、日本がほんとうに自由化をす

るということになりましたら、どうし

てもここで設備の合理化、近代化も必

要であつて、ある程度の設備投資は行

なわれなければならないのであるか

ら、設備投資が行き過ぎたといふ中に

は、これはもうやむを得ないものを

持つておると私は思うのです。

しかし、これが行き過ぎたことに

よつて国内の需要がいたずらに大きくな

り、これが国際収支を悪化させるも

とに、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ

ういう必要な設備投資はやらせる。た

だ、国内の需要の問題で、こう各企業

が競争して水準が上がるものじやなく

としは四月に入つたらすぐ各社の計画

を出させて、これは待てとか、これは

必要だからと、促進させるものと、押

えるものとの吟味を四月から始めたい

と私どもは考えておりますが、そういう

形によつて必要な設備投資はどんど

ん促進させるが、待たせるものは待た

せるで、形というやはりむずかしい問

題があつても、もうこの自由化はでき

るという、また急がなければならぬ

ということを背景とした一つの現象で

あって、日本がほんとうに自由化をす

るということになりましたら、どうし

てもここで設備の合理化、近代化も必

要であつて、ある程度の設備投資は行

なわれなければならないのであるか

ら、設備投資が行き過ぎたといふ中に

は、これはもうやむを得ないものを

持つておると私は思うのです。

しかし、これが行き過ぎたことに

よつて国内の需要がいたずらに大きくな

り、これが国際収支を悪化させるも

とに、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ

ういう必要な設備投資はやらせる。た

だ、国内の需要の問題で、こう各企業

が競争して水準が上がるものじやなく

としは四月に入つたらすぐ各社の計画

を出させて、これは待てとか、これは

必要だからと、促進させるものと、押

えるものとの吟味を四月から始めたい

と私どもは考えておりますが、そういう

形によつて必要な設備投資はどんど

ん促進させるが、待たせるものは待た

せるで、形というやはりむずかしい問

題があつても、もうこの自由化はでき

るという、また急がなければならぬ

ということを背景とした一つの現象で

あって、日本がほんとうに自由化をす

るということになりましたら、どうし

てもここで設備の合理化、近代化も必

要であつて、ある程度の設備投資は行

なわれなければならないのであるか

ら、設備投資が行き過ぎたといふ中に

は、これはもうやむを得ないものを

持つておると私は思うのです。

しかし、これが行き過ぎたことに

よつて国内の需要がいたずらに大きくな

り、これが国際収支を悪化させるも

とに、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ

ういう必要な設備投資はやらせる。た

だ、国内の需要の問題で、こう各企業

が競争して水準が上がるものじやなく

としは四月に入つたらすぐ各社の計画

を出させて、これは待てとか、これは

必要だからと、促進させるものと、押

えるものとの吟味を四月から始めたい

と私どもは考えておりますが、そういう

形によつて必要な設備投資はどんど

ん促進させるが、待たせるものは待た

せるで、形というやはりむずかしい問

題があつても、もうこの自由化はでき

るという、また急がなければならぬ

ということを背景とした一つの現象で

あって、日本がほんとうに自由化をす

るということになりましたら、どうし

てもここで設備の合理化、近代化も必

要であつて、ある程度の設備投資は行

なわれなければならないのであるか

ら、設備投資が行き過ぎたといふ中に

は、これはもうやむを得ないものを

持つておると私は思うのです。

しかし、これが行き過ぎたことに

よつて国内の需要がいたずらに大きくな

り、これが国際収支を悪化させるも

とに、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ

ういう必要な設備投資はやらせる。た

だ、国内の需要の問題で、こう各企業

が競争して水準が上がるものじやなく

としは四月に入つたらすぐ各社の計画

を出させて、これは待てとか、これは

必要だからと、促進させるものと、押

えるものとの吟味を四月から始めたい

と私どもは考えておりますが、そういう

形によつて必要な設備投資はどんど

ん促進させるが、待たせるものは待た

せるで、形というやはりむずかしい問

題があつても、もうこの自由化はでき

るという、また急がなければならぬ

ということを背景とした一つの現象で

あって、日本がほんとうに自由化をす

るということになりましたら、どうし

てもここで設備の合理化、近代化も必

要であつて、ある程度の設備投資は行

なわれなければならないのであるか

ら、設備投資が行き過ぎたといふ中に

は、これはもうやむを得ないものを

持つておると私は思うのです。

しかし、これが行き過ぎたことに

よつて国内の需要がいたずらに大きくな

り、これが国際収支を悪化させるも

とに、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ

ういう必要な設備投資はやらせる。た

だ、国内の需要の問題で、こう各企業

が競争して水準が上がるものじやなく

としは四月に入つたらすぐ各社の計画

を出させて、これは待てとか、これは

必要だからと、促進させるものと、押

えるものとの吟味を四月から始めたい

と私どもは考えておりますが、そういう

形によつて必要な設備投資はどんど

ん促進させるが、待たせるものは待た

せるで、形というやはりむずかしい問

題があつても、もうこの自由化はでき

るという、また急がなければならぬ

ということを背景とした一つの現象で

あって、日本がほんとうに自由化をす

るということになりましたら、どうし

てもここで設備の合理化、近代化も必

要であつて、ある程度の設備投資は行

なわれなければならないのであるか

ら、設備投資が行き過ぎたといふ中に

は、これはもうやむを得ないものを

持つておると私は思うのです。

しかし、これが行き過ぎたことに

よつて国内の需要がいたずらに大きくな

り、これが国際収支を悪化させるも

とに、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ

ういう必要な設備投資はやらせる。た

だ、国内の需要の問題で、こう各企業

が競争して水準が上がるものじやなく

としは四月に入つたらすぐ各社の計画

を出させて、これは待てとか、これは

必要だからと、促進させるものと、押

えるものとの吟味を四月から始めたい

と私どもは考えておりますが、そういう

形によつて必要な設備投資はどんど

ん促進させるが、待たせるものは待た

せるで、形というやはりむずかしい問

題があつても、もうこの自由化はでき

るという、また急がなければならぬ

ということを背景とした一つの現象で

あって、日本がほんとうに自由化をす

るということになりましたら、どうし

てもここで設備の合理化、近代化も必

要であつて、ある程度の設備投資は行

なわれなければならないのであるか

ら、設備投資が行き過ぎたといふ中に

は、これはもうやむを得ないものを

持つておると私は思うのです。

しかし、これが行き過ぎたことに

よつて国内の需要がいたずらに大きくな

り、これが国際収支を悪化させるも

とに、輸出を減退させるもとに

なつておるのであるから、この調整を

また私どもがやって、押えて、一見矛

盾した政策をやつているようですが、

行き過ぎを押えるというだけであつて、基本的に自由化に備える設備投

資だけはここで相当無理をしてやら

せなければならぬという要請がある

わけですから、ことしはほんとうにそ</

いうものが一貫した政策としてとられていいくと、いうことで、外國に負けない、というそういう態勢を作るのではなけれども、ずっと将来を見通してとても太刀打ちできないのじやないかと私は思うのです。が、そういう研究体制の確立ですね、またもつと根本には教育体制ですね、そういう面に、科学の開発、技術の開発等にもつと重点を入れて考えるべきじゃないかと思うのですが、大藏大臣にお尋ねすることには少し範囲が外へ出ているようにも思いますけれども、しかし日本としてはそういう面でもっと研究すべきじゃないかと私は前から思っていますが、どうでしよう。

○國務大臣(水田三喜男君) まあ實際をいいますと、今技術導入のあとを追つてそちらのほうの態勢を整えていくというところへ實際は入つたばかりで、昨年、ことしの予算を通じても、ようやくそういう方向へ配慮を厚くして私ども予算の問題でも気をつけたのですが、ようやく今そこへ入ってきたという段階だらうと思います。ですから、今後それをさらに強くしていくなければなりませんが、それをやつておったのは日本の産業は国際競争力で間に合わない、戦争中の科学のブランクが十年以上あるのですから、このおくれを普通のこと取り戻すことはできませんので、もうここで外貨を少し使つても外國の今まできている技術水准だけはもうみんな取り入れて、そうして世界的な技術水準まで一応日本の産業を持っていって、それからそれをブランクの間のつなぎをあとからやまあやむを得ないのでじやないかと思つています。たとえば、旭硝子から聞い

たのですが、ガラス織維の引き出しかま一つの研究で長い間やつて、ようやく一応のところへ来てみたところが、もう戦後外国の技術のほうが進んでいる。この技術を導入しようとしたら、一年の研究費だけ出してくれば提供しよう。一年の研究費というのですから、わざかだと思ったら、三百億円だったという。三百億円の研究費をつき込んでやっている会社の製品は、こちらで少しぐらいの研究をしても、やればやるだけ年々差ができるだけで、これはどうにも追つかぬということです、かぶとを脱いでその技術と組んでやるという決心をしたという話をしておりますが、そういうふうに一応ここで日本は外国水準に達するだけの技術導入、技術提携をやっておいて、そうしてあとで国産研究がそこに追いついて、今度は自分の力で技術水準を伸ばしていくところへあとから追いつかせるという政策をとらざるを得ないと私どもは考えて、これでできるだけ大急ぎで追いつく態勢をこれからひとりといい、こういう考え方であります。

してもとつしていくべきじゃないか。それから、研究体制のむだ等も省いて、合理化してやつてということが私は必要じゃないかと、こういうふうに言つておるわけです。そういう点において、これは日本の場合は相当欠けているのぢやないか。研究施設、研究予算一つ見ても、ソ連、アメリカ、国の大さきも違いますけれども、お話をならない。私、今数字は持っておりますが、が、前に調べた記憶はありますが、問題にならない、そういう面につき込む予算といるのは、ですから、こういう面にもっと本格的に力を入れて、しかもこれは三年、五年で役に立つといふ性質のものではない。けれども、根本的にはそういう面に力を入れていくことが将来伸びる基礎になるのぢやないかというふうに思うのです。

○荒木正三郎君 時間の関係もありま  
すから、もう一つこれに関連してお尋  
ねしておきたいと思うのですが、政府の  
貿易政策、これは主として自由世界とい  
う範囲内の考え方ですね。最近はソ  
連との貿易も漸次拡大するという方向  
に向いておりますけれども、やはり何  
といつても中共との関係を改善すると  
いうことがなければ、これは日本の將  
來の貿易拡大、通商拡大にとって非常  
に大きな問題であると私も考えるで  
すが、この問題については、やはり政  
治的な理由でどうもましくないかの  
です。こういう状態でいっては、私は

○国務大臣(水田三喜男君) 昭和三十  
二年でしたが、私が通産省に関係して  
おりましたとき、向こうとのいろいろ  
な話し合いをしまして、結局政治と經  
済は分けて考えていい、可分といふ主  
義のもとにお互いの貿易を進めようと  
いうような方向でやって参りました。  
ときは伸びたのですが、あのあと中止  
したし、いろいろなことをやって輸出  
入一億ドル近いところまで順調にあ  
る日本にとってどうかといったら、これ  
になつて、今日まで貿易問題が進展し  
ていなかつていうことですが、それじゃ  
は貿易は近場とすることが最も有利で  
あって、原料を輸入するにしましても、  
できるところは確かに今来ておると聞  
います。

製品を輸出するにしましても、近いことの貿易が一番重要であることははっきりしておりますので、日本にとりましては、中国との貿易もやっていきたいのですが、一昔近い日本から見て、問題はやはりあの三十二年當時に両国が返って、政經不可分ではなく、政經可分だという方針に向こうがなっておられるならば、日中の貿易といふのは、またあのときのよくな状況で急速に伸ばすということは可能だろうと田中先生はわわれの努力の足らぬと申します。欧州諸国に対しては政經可分という立場で貿易をやっているが、なぜ日本に対しても不可分だといふことをからむかということが問題であります。これはそういうものが問題であります。これはもう現実にないでありますから、私はどうにもならぬと思つております。



の向上よりは政府が税金あるいは税外負担として個人に与えている負担の多いさのほうが三十五年度は大きかったということは、これはあなたのほうがあ、政府のほうで発表されておると思うのです。そういうような構造をとつておっても、やはり——ことしまだわかりません、統計ございませんから。そういう構造がことしの税法でとられて、やはり大蔵大臣は三十七年度も減税したと言われますか。言つたとおりだと思います。

ことしが楽になつたかどうかといふ意味の主観の問題になりますと、いろいろあると思いますが、減税による税引きの個人所得が実質的にどれだけ増加しているかという一応の私どもの推算で見ますと、三十五年より三十六年度の方がはるかに実質人所得の増加がある。たとえば三十一年度で七百億以上の増加と見ておりましたが、これが三十七年度の今度の減税をやることによって九百億近い実質数字増加があるというふうに推算さますので、これは減税によつて事実それだけの実質所得の増加というものがはつきり出てくるのですから、こ

うものは、この三十六年は今までで一番下がつておる、こういう数字になつております。

○永末英一君 それは私が先ほど質問したときにもうねば、まあちょっと似通つた答弁だつたと思いますが、今私が御質問申し上げているのは、その話ではなくて、一番低いところ、つまり一体政府は月取三万數千円あるいは四万円程度というようなところまで直接税をかけて、財政收入をはかつておる。ところが、まあ戦前は、先ほど申し上げますように、租税体たつは違いますけれども、あまりそういうことは相手にせずに、一応財政

のは、所得の多いところでは、いささか税率が、つまり税負担分が大きくなる、消費のために支出をする部分がふくれて、それによって国民の生活に受け、言葉は悪いですが、受益部分が大きくなっている、だから、痛くないだろうから減税したと言えるというお考えのように思うのです。今出したのは、これは一般的な平均水準ですから、よくわかりませんけれども、明らかに負担部分が消費の伸びよりは大きくなつておるということになれば、國民にとっては前年度よりは痛くなつておるという立場に感じておると思うのです。私は、その減税というのは、國民にとっては、日常生活上無理やりにやはり税金等の形で政府が取り上げている、その取り上げられるものの痛さですが、昨年とことしと比べてことしのほうが少なければこれは減税と思うし、痛さが強ければこれは増税と思うのですが、私の考へるところではけれども、私の考へるところでは、大蔵大臣は賛成されませんか。

○永末英一君 私は、痛さというよ  
な一つの主観的な価値判断に関連す  
る言葉を出したので、そういう心理的  
問題だとお取りになつたようですが  
そんなことを申しているのじやない  
であつて、やはり経済的には数字で  
てくる問題で判断をすべきだと思う  
です。今、大蔵大臣の言われた数字  
中には、二つの意味合いがあると思  
います。一つは、やはり現在の日本國  
の中で、生活水準と所得とを合わし  
場合に、やはり低い層の中で今われ  
が課されようとしている税金がど  
な意味を持つかということが、私は  
一つの問題だと思います。もう一つは  
先ほどから繰り返しておりますけれど  
も、やはりあなたの方の所持倍増計  
で一般的に物価水準が上がる、ある  
はまた暮らしの水準が上がつてきて  
る、その水準と――それは数字に出

うるな、の出民のいわんたたわいどおれす。すたけなくぢやならぬということにつて、大蔵大臣は今の減税論に關連して、どうお考えですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 戰前の四和十六年を見ますといふと、国民所得が、個人分を見ますといふと、三百十六億、所得税の額が十五億八千五万円ということで、比率が四・四%。いう所得税の負担率がこれに出ておますが、これをたとえば本年度の昭三十六年度で見ましたら、個人分の得が十一兆一千百十六億六千万円、所得税が三千六百六十三億円、この個の所得と所得税額の比率は二・九%。いうことになって、同じような見方しますと、三十五年度が三・四%、十四年が二・八%、三十三年が三%、二十九年が四・七%、二十五年が五六%、昭和二十六年が一番高くて〇・二%というふうになつておりまので、こういうところから見たら、民所得に対する所得税の負担比率と

得て、昭和十九年から組まれておこなつところが現在まで低い所得者のところに税金をかけている。これは諸外国と比較をして、非常に最低限は低いわけです。そういうことをなぜやっておるかといふことをお伺いしておるわけです。

○政府委員(村山達雄君) 計数に関する問題でありますので、申し上げますと、一つは、課税最低限は昭和十五年より相当上がつております。御案内とおり、これは実質額で換算いたしましたと、昭和二十五年、二十七万、平均所得でございます。今日、三十六年改正で平年度四十一万四千円でござります。したがいまして、相当上がつておることは言えるわけでござります。

ただ、納稅人負がなぜこんなにふたかとすることとござります。これもつばら所得分布が変わってきたとす。と申しますのは、過去の、今までつけておりますのは昭和九年ない

それに合わせまして税体系ができておる。ただ、課税最低限は、先ほど申上げましたように、戦前よりは上がつております。たゞ、その戦前に比較いたしましても、昭和九—十一年平均に比べますと、当時は七十万円程度でありますので、これは下がつておる。現在のほうがまだ低い。これはよく考えてみますと、当時のその一般会計の歳入歳出を租税で全部まかうということにはなつております。その当時は三〇%以上のものを公債でまかなうといふ。残ったものを税でもつて配しておつたのであります。こういう会計の歳入歳出を何でまかうかという問題と、それから所得の分布が全く変わりました関係で、今のような形になつてゐるわけでござりますが、最低生活の人に関する限り、昭和十五年、まことに抜本的な改正をやつた年でござりますが、それに比べまして、すでに実質で平均で十四万円かた上がっておる、こういう事実でございます。

比較をする必要はないと思いますが、戦前の場合には、今御説明があつたように、租税だけが財政支出に見合ひ取入の階層ではなかつた。公債部分が非常に多くなつたのは、いわば非常に所得の多い者であった。公債は零細所得者とを意味しているかというと、あの当時の日本の経済構造の中で、国家の支出をまかなうものは、非常に多いです。が購入したことではないと思うのです。ところが、現在所得分布が変わつたのだとおっしゃいますけれども、実際日本の大衆のほとんどが、戦前には経験しなかつたような税金を課されている。こういう構造になつてゐる。それで、現在大蔵大臣は大衆課税をやつてゐるということになりますね。どうでしょうね、その考えは。

資を中心にして、そういうところにはわざ資金の注入をやって、生産力の増強計画をやっていく。ところで、そのお話しのように、非常に変わってきてますと、今まででも、最近十年間の経験でも、所得分布は、先ほど主税局長のお話のように、非常に変わってくるのではないか。その変わってくる來源で、ますますこれから変わってくるのではないか。その変わってくる來源が、たとえば所得の伸びと租税收入の伸びというものと比較いたしますと、現在の税率で、今までの経験によりますと、まあ租税の弾性値が大体一六ぐらいになつておる、こういう立派なあなたのはうの發表で言つているだけでありますけれども、したがつて、これから所得倍増計画を進めるについては、何億程度減税したというよううございませんが、少なくともこれが問題でございませんが、少なくとも累進税率について所得倍増計画に適合した大幅な改編を考えるということではなくては、やはり今申しましたよな大衆課税が残つていけば、苦しむことは、やはり非常に多くの人々が苦しんでいくのではないかと考えられますから、そういう御用意があるかどうか伺います。

○永末英一君 何かよくわからぬ答弁ですが、所得倍増計画では昭和四十五年度における財政収入額が算定されているわけですが、目標としてしたがつて、その財政収入額は非常に大きな額になっている。それなら、大蔵当局としては、その財政収入をどうやってとっていくかという計画がなくては、あんなものは計画だとはわれわれは思えないわけであります。したがつて、その場合に一番われわれが心配しますのは、あなたのほうの所得倍増計画に賛成しているのではありませんが、今のような租税体系でやられますと、大衆は絶えず増税に悩まされる。政府が少しずつの税率を負けて減税だと言いましても、実質的にはやはり今申しましたようなどんどん経済の水準が上がつてくれば、やはり減税でないという感覚も持たれる。そこで、大蔵当局としては、ことしは所得税に関する、手直し的な意味でしようけれども減税をしたと言われますけれども、もう少し長期を見通したら、まだわれわれとしてはこんなものでは不十分だと思ひますが、これから一体どうやつていくのだという計画ぐらいはお持ちにならぬと、一体どうしてわれわれを昭和四十五年まで引っ張つていってもらえるのか、非常に不安なんです。そういう点をお伺いしたいわけです。

されば、税のほうはこれは累進課税でございますから、所得の伸び率よりも税の伸び率のほうが多いですから、そこで施策経費の考え方とのからみ合いで見ますと、一応減税措置と申しました負担率との関係で、国民所得の上がるのに従つて負担率を一定にするということは、これは考えられませんし、所得水準の上がることに応じて負担率というものは少しずつ上がりしていくべき私は性質のものだらうと思っておりますので、そこらを調整した一応の長期計画は、立てればこれは立てられますか、税のほうからだけそういう計画を先に立てておくということは、これはむずかしいことだと思います。

すとかなんとか言つてもらわないと、こわいですね。どうでしようか。

○國務大臣(水田三喜男君) 一応のそういう計画といいますか、見通しといいますか、そういうものは持っておりますが、倍増計画そのものが実際が変わつてきますので、税から見たそういう見通しとか計画というようなものも、立ててもそのとおりにはいきませんから、結局は年々状態を見て、そのときどきで税の調整をやつしていくという方法よりほか仕方がないのじやないかと思ひます。

○永末英一君 所得倍増ということで、国民のふところ工合がふくれるような幻想を与えられる。取られるほうははつきりしておらぬというのでは、どうも片手落ちだと思う。こういうものが選挙スローガンになるのは、はなはだ涙が出るような悲しい思いがするのでありますけれども、ちょっと数字のことでお伺いしておきたいのです。が、本年度の自然增收がもうすでに見込まれておると思いますが、年度末ですから。そこで、法人税は別にして、個人の所得税の中での階層があくられたかという数字があれば、ちょっとお聞かせ願いたい、所得階層別で。なければあとでけつこうです。

○政府委員(村山達雄君) まず全体で申し上げますと、所得税の三十六年度の当初予算は三千六百六十二億でござりますが、これが実績見込みでは四千七百三十九億程度になるであろうといふうに考えております。で、これに對しまして、現行法による收入見込み額は五千六百三十億でございまして、そこで、改正による減税が、減税プロパーが四百三十二億 税源配分二百十



そういうような自分の系列の企業の設備投資に貸し過ぎているという傾向があつて、なおかつ各企業の設備投資欲が強くて、一べん計画したもののは腕組みでもやってしまうのだという情勢にあるときに、すぐに準備なしに金融引き締めというような政策をとりますといふと、もうそれは事実上やりかけた設備投資はやるのだという態度を持つている大企業の資金のために市中銀行の金が使われてしまうことは順序があるので、去年の六月に各企業の設備投資を一割練り延べるといふもはこの設備投資を抑えようとかかったのですが、押えるためにはやはり順序があるので、今年の六月に各企業の設備投資を一割練り延べるといふような方向への指導をやって、根回しもして、そして公定歩合を上げて警告を発していくながら、今度は各銀行指導に私どもは入つて、銀行を通ずる各社の設備投資の計画を見て、これを延ばすような方向に押えてもらいたいといふいろいろな指導をやって、そうして金融引き締めをやればすぐに中小企業が困つて大企業へそのまま金が使われるといふことのないように、相当準備をしてからこの金融引き締め政策を、総合的な金融政策を九月になつて私どもはとつたのですが、それによつてだいぶその傾向は是正されたと私どもは思つております。その中小企業等へ貸す率と、大企業へ貸す率、從来から大体一定の比率があつたわけですが、この貸付比率を中小企業の比率を落とされないようについて指導いたにかかわらず、昭和三十二年の引き締めどきと比べたら、中小企業へのし

わ寄せというものは相当緩和されて、年末の問題でもあれだけ世間から心配されたことでありながら、暮れからこの三月へかけて一番心配された時期を今乗り切っているということは、そういう一応の根回しと申しますか、準備的な指導を私どもがやつたためにある程度うまくいったんじやないかというふうに考えております。

ものはやはり促進させるという基本的な方針を持っている以上、この中小企業だけにこの資金を片寄らせるという政策自身にも非常に問題がございますが、そこで、このバランスを見ることが私どもの金融政策では一番必要なことじやないかと考えております。今のところは、むしろ少し大企業といいますか、むしろ基幹産業部門への資金の供給が窮屈になり過ぎている。国の財政資金のあの計画を見ましても、やはり国民生活に直結する部面にということを私どもは多く考えましたために、五割以上がそういう面になっていますし、産業基礎を整えるというような財政投融资計画を今われわれが立てていますが、私の金は三割、それから地方開発そのほかの基幹産業という部面全部合わせても二割ないというような財政投融资計画を今われわれが立てていますが、自身はこれは方向としてはこの方向でいいんだが、ここで経済規模が一定の大きさになつてくると、次にまた基幹産業の基礎固めの問題が統いてあとから出てくる。そういうときには、やはりそれにに対する対策をとらなければならぬと思うのですが、今金融政策全体として、私は基幹産業——電力その他の中幹産業部面への資金計画が少し、中小企業やなんかとの比率から見て、そちらのほうが手薄になつてきてるというような感じが私はしています。ですから、そこらは均衡をとつた資金量のきめ方をする必要がある。私はその点においては再検討する時期に入ってきてるのであるのではないかと思ひます。

いうのが中小企業者の非常な悩みなんですね。現在は管現通貨制ですから、政府の資金散布の予定と見合ひながら監督はされているのだろうと思います。ところが、年度末になると、税金は取るし、政府の事業は増資をやるというようなことで、実際に計画どおりに資金が政府から下へ落ちない。むしろ揚超になつてくるというようなことになりますと、根本として、その今のような管理通貨制について、あるいは日銀が大元締めでにらんでおる諸銀行に対しても、もう少し固い日銀券を發行する基準を作るということが必要ではないかという議論が出てきております。いわゆる預金準備率操作をひとつ行なうというようなことが必要ではないか。そうでなければ、たえず悪性インフレといふものが来はしないかという危惧の念にとらわれていると、いう感じがするのですが、そういう現在の通貨管理制度について何か手を打つ必要があるというようなお考えはございませんか。

して、いわゆる公社債の投資信託等ができましたけれども、公社債に対する市場というものは実はできていない。これに流動性を与えるというような意味で市場を作れば、今のような観点からすれば、もっと長期の金融に対しても市場が豊かに相なるのではないか、こういう議論がございます。大蔵大臣はこの点についてどうお考えになりますか。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

は、税制調査会が一応税の体系的な改正というものを目標に、三年間審議をしたのですが、最後にその問題と、まだ中央地方の税源配分の問題というふうなところは、とりあえずこの措置だけはどることにしましたが、根本的にはもう一步これは掘り下げた検討をしなければならぬということと、今後の課題として今残されている問題でござりますから、引き続いてその問題の検討に入るつもりであります。

○永末英一君 もう二つお伺いします。一つは、土地の値段が非常に上がっている。土地の値段が上がっているのは、一般庶民にとっては、たとえば住宅を購入する土地がないという非常な不便を与えていたのですが、資本市場の問題にすれば、やはり土地の値上がりを見込みながら、それが担保力になつて非常に多くの資金を動かしている原因になっているのじやないかと思われます。ところで、その土地の値段といふものが、実際に実現し得る価値程度の値段ならばいいのであります。だが見てもこれは投機の対象になつて、投機の対象になつて、それが担保になって資金に対する刺激になつて、実は資本市場における非常に大きな不信の念を及ぼしているのじやないかと思う。

この間の本会議では、税金のお話でございましたから、税金だけに関して大臣に質問いたしましたが、全般的に今度は資金市場の問題として、現在の土地の値段について何らかの規制をしなくちやならぬとあなたはお考えになりましたか。

○國務大臣(水田三喜男君) この問題は、今度の予算委員会で御質問が出ま

したので、不動産を担保にした金融がどういうふうになつているか、実情をいたのですが、最後にその問題と、まだ中央地方の税源配分の問題というふうなところは、とりあえずこの措置だけはどることにしましたが、根本的にはもう一步これは掘り下げた検討をしなければならぬと考えて、今この問題に入ろうとしているときでございまして、資本需要がこう多いために、一体不動産担保に金を貸すとそれとか、あるいはさらに少し資金を追加して貸してもらいたいというと、金融機関は一番不動産がいいと目をつけて、それなら、期限が来ていても、もう一期待つかわりに、追い担保として君のところで持つてある土地だけ入れて置いてくれとかいうので、土地そのものを担保にして新しい金融市場操作が起つていて、もうより多くは、その過去のものについて銀行が担保を確保するために不動産をみな追保にとられているという例が非常に多いと聞いておりますが、この実態の研究はまだ十分しておりません。

○永末英一君 その点についてはひと

つ早急に資料をととのえて、ひとつこの委員会のほうに御報告願い、検討してみたいと思うのです。

○永末英一君 最後に、外資の関係でお尋ねしたい

のですが、貿易の自由化、為替の自由化といふものを見て、いると思うのです

ね。すでに設備投資、オートマーショ

ン化ということで技術提携が行なわ

れ、その技術提携というものが、やは

りそれに対して外資との関係が出てく

ると思うわけです。あるいはまた、外

国資本が私企業に対して投資を行な

い、株式取得が行なわれる。日本は金

利が高いので、その高金利を目指して

は、今までの年々入り方が増加いたしてお

るわけありますが、外資を入れるにあたりましては、一応それぞれの外資

は、その過去のものについて銀行が担

保を確保するために不動産をみな追

保にとられているという例が非常に

多いと聞いておりますが、この実態の

研究はまだ十分しておりません。

○永末英一君 その点についてはひと

つ早急に資料をととのえて、ひとつこの

委員会のほうに御報告願い、検討し

てみたいと思うのです。

○永末英一君 最後に、外資の関係でお尋ねしたい

のですが、貿易の自由化、為替の自由

化といふものを見て、いると思うのです

ね。すでに設備投資、オートマーショ

ン化ということで技術提携が行なわ

れ、その技術提携というものが、やは

りそれに対して外資との関係が出てく

ると思うわけです。あるいはまた、外

国資本が私企業に対して投資を行な

い、株式取得が行なわれる。日本は金

利が高いので、その高金利を目指して

は、今までの年々入り方が増加いたしてお

るわけありますが、外資を入れるに

あたりましては、一応それぞれの外資

は、その過去のものについて銀行が担

保を確保するために不動産をみな追

保にとられているという例が非常に

多いと聞いておりますが、この実態の

研究はまだ十分しておりません。

○永末英一君 その点についてはひと

つ早急に資料をととのえて、ひとつこの

委員会のほうに御報告願い、検討し

てみたいと思うのです。

○永末英一君 それで、まず、自然増収

が、実は私どもこれは一ぺんここで全部把

握しなければならぬと考えて、今この

問題に入らうとしているときでござい

ます。ですが、今までのわかつて限りの

問題に入らうとしているときでござい

ます。それが、今までのわかつて限りの

問題に入らうとしているときでござ

うように大蔵大臣、お考えになりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 結局、減税ということは、国の財政需要との関係で幅がきめらるべきものでござりますので、そういう点から見ましたら、御承知のように、財政の役割として果たすべき財政需要というものはたくさんございまして、公共投資の問題、そのほか経済が異常に伸び過ぎたためにそれとの不均衡が特に大きくなっていますのでございますから、そういう財政需要が特に大きいと、いう事実と、それからもう一つは、四千八百億円の自然増があつたにしましてもこれはガソリン税をとつて見ますというわけですが、これはもう道路の経費を使われる事になつておりますし、それから酒税その他の三税合計の二〇%何というものは、もうこれは地方交付金になるわけですが、このうちで、もう歳出増に一、この税があるためにそのまま自然増に、歳出増に出す金額といふものも相当大きいということを考えますといふと、この四千八百億円自然増があるようですが、それでもさしきり減税の幅を、もう今までやつたといふと、減税のまま自然増に、歳出増に出す金額といふものも相当大きいということをいふと、この財政割合に対する需要を考えますといふと、この四千八百億円

○國務大臣(水田三喜男君) それは当然だと思いますが、国家財政としては、まず出るをはかることが先でございまして、それとこの歳入の関係をどう調整するかが問題でございまして、一方的にはそれはきめられない問題だらうと思います。申しましたように、四千八百億円あつても、もう経費増として、税があるためにそのための経費増といふものが千億をこすことでござりますから、必要な経費を多く盛つて減税を犠牲にするか、そうじやなくて、減税に重点を置いて必要経費の増を抑えてしまうか、どちらかがやっぱり正しいやり方だらうと思ひます。

○荒木正三郎君 二、三日前の毎日新聞の世論調査ですね、大蔵大臣、見られたですか。これを見ると、やはり国民の相当な人たちが、今度の減税は非常に少ないという意見が二九%ですが多い点等勘案して、私はそのうちかか、出ておりました。いわゆる物価の高騰に対する国民の批判と、それから次に大きな問題として、減税規模が少さいといふことが世論調査の結果出てきていますがね。財政需要がふえているから減税はもうできぬ、そういうことでは通らぬと思うのですが、多額に達するこういう機会こそ、十

○荒木正三郎君 まあこの減税の問題を財政需要の面からだけ考へて判断するというふうなことは、それは重要な部面でありますけれども、国民生活の面から考へてやはり判断する必要があると思うのですが、これはどうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは今部面から考へてやはり判断する必要があると思いますが、それはどうですか。

○荒木正三郎君 それはね、私は一般的な意見になりますがね、自然増収がある程度の予算編成が国際收支の改善というものを考へた予算ということになつて考へられますか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは今度の予算編成が国際收支の改善というものを考へた予算といふことになつて考へられますか。

○荒木正三郎君 それで、問題は、今

分減税に振り向けていいのじやないですか。あの世論調査はどういうふうにありますか。

○荒木正三郎君 まあ相当多額に上る場合には、これを

国民に還元するというのが常識じやないかと思います。それを財政需要がどこによって國の支出を抑える

ことは、それはその問題について論議

する必要があつて、金体を見て減税額がまあ適当であるといふに考えて

いる人は、おそらくほとんどないですか。(笑)

○荒木正三郎君 それで、問題は、今

のところでは、際限がない。極端にい

ういうことでは、増税も増加しますが、やはりそれに応じた減税といふことをやつていかなければ、国民の失望落胆といふものは僕はたいへんだと思う。ですから、そ

ういうふうに思つては、やはり予算と申しますが、やはりそれに応じた減税といふことをやつていかなければ、国民の失望落胆といふものは僕はたいへんだと思う。ですから、そ

ういうふうに思つては、やはり予算と申

すか。

○荒木正三郎君 それはね、私は一般的な意見になりますがね、自然増収がある程度の予算編成が国際收支の改善といふことを考へた予算といふことになつて考へられますか。

○國務大臣(水田三喜男君) さつき申しましたように、国民所得がふえましたようには、国会へ出て来ました各委員会の要求を、私は興味を持つて、皆さんの言うのを、ここまで出し

たらよからうといふのを記録して、そ

れをざつと計算しますと、四兆億円出したら国会として満足するのじやない

れば、税のほうは累進構造ですから、税の伸び方のほうが多くなるといふ構造になつてゐるのでですから、その限りに

おいては、国民所得の伸びに応じて毎年調整といふものはやつていくべきものだ。したがつて、減税といふのは、これは年中行事になつていい性質のも

のだと思つております。現に終戦後減

稅をやらなかつた年といふのは三十五年だけであつて、あとはいかなる年でも減税をやらなかつた年はないわけ

も減税をやらなかつた年といふのは三十五年だけであつて、あとはいかなる年でも減税をやらなかつた年はないわけ

も減税をやらなかつた年といふのは三十五年だけであつて、あとはいかなる年でも減税をやらなかつた年はないわけ

も減税をやらなかつた年といふのは三十五年だけであつて、あとはいかなる年でも減税をやらなかつた年はないわけ

く。そうしてどんどん減税の余地が非常に少なくなってきたといふうな常識的見解に當てのいわゆる人気取り参議院選挙目當てのいわゆる人気取りの予算といふものを作つてあるんじやないでしようか。そのためには国民の当然減税されるべきものがそなされないと

いうふうに私は考へる率直にいって。今後、経済の成長につれて国民所得は増加します。したがつて、国庫の自然

増收も増加しますが、やはりそれに応じた減税といふことをやつていかなければ、国民の失望落胆といふものは僕はたいへんだと思う。ですから、そ

ういうふうに思つては、やはり予算と申

すか。

○荒木正三郎君 それで、問題は、今

のところでは、際限がない。極端にい

ういうふうに思つては、やはり予算と申

すか。

○荒木正三郎君 それで、問題は、今

のところでは、際限がない。極端にい

ういうふうに思つては、やはり予算と申

すか。

○荒木正三郎君 それで、問題は、今

のところでは、際限がない。極端にい

ういうふうに思つては、やはり予算と申

あとにして、先ほど主税局長は、戦前に比べて所得税はむしろ割安になつておるというふうな説明があつたようだ。思うのですが、これは私は納得できないと思うのです。戦前に比べて所得税は相当高いと思うのですが、どうです。

とでございます。戦前の取り方ですが、昭和十五年、これは根本的の中止地方を通ずる税制改正を行ないましたので、この年次をまず基準といたしております。そうしますと、課税最低限、これはデフレーターで換算してみると、昭和九十一年度は標準世帯で二十七万円となる。今度の法律改正で四十一万円まで行っておりますが、課税最低限は非常に上がっております。これは申し上げられます。やはり課税最低限を、同じように今度は戦後の二十二年ベースでとてみますと、標準世帯で実質で三・一二倍に上がっております。課税最低限、これは今の物価騰貴、全部を擔負したものです。事業所得者につきまして約三倍くらいに上がっております。こういう点から課税最低限は確かにそのとおりであるということは言えるであろうと思います。それから、ここのもう一つのあれは、国民所得に対する所得税の税率はどうか、あるいは国税総額の中に占める所得税のウエートはどうか、こう申しますと、全体として比率は非常に軽くなっているということは言えます。

は言えないということは答申の表でお示ししてあるとおりでございまして、いわば中堅階級あたりが戦前に比べて相当重くなっているという表が出でているわけでございます。もちろん、戦前に比べて各階級がどうなればならぬという必ずしも理論的の根拠はないと思いますのでございます。それぞれの所得分布に応じまして、そのときの国民の負担力に合うようには控除なり、税率を盛るというのが、やはり所得税の全体構造だらうと思ひますが、それにいたしましても、一応の目安にはなるわけでございます。

適當であるとすれば、一体法人税はただの減税をしなければならず、既得税はどれだけの増率をしなければならない。あるいは固定資産税は――当時は地租、家屋税によつてまかなわれておつたわけでござりますが、幾ら増率しなければならぬか、こういうことになると、法人税は今の半分でよろしい、所得税はもつとうんと上げなければならぬ、こういう答が出るわけではあります。しかし、それにつきましては戦前基準が意味にならぬという意味でございまして、そういう意味でわれわれは、法人、個人を通じまして所得がどこに発生するか、個人の所得分布がどうなるかということを考えてやつております。全部が下がつておるとは申しませんが、戦前から見ますればそういう点で下がつておるということは言えると思います。

ございます。また、税収は全体の二割、会計の歳人中七割くらいで事が済みます。だ、三割は公債でまかなつておったこと、うなことで、そういう関係で當時は色々税点が高くて、もやつていけた。当時比べますと、課税最低限が現在は低い、というのは御説のとおりでございますが、それにはそういう事情があつた、こういうことでござります。

○荒木正三郎君 しかし、国民生活をちら考えると、大体私ら戦前に生活をしたが楽だった。千二百円までの免稅といふことは最低生活を保障しておるといふに生活が楽であったですよ。今日より、実感としてははるかに戦前のほんが樂だつた。千二百円までの免稅といふことは最低意味であつたのかどうか、知りませんけれども、少くとも最低の生活は實質上保障する。こういう結果が現われておると思うのですが、それが税収の内容が変わってきたので、ついに論ぜられぬというのが主税局長の話ですが、やはり免稅点を引き上げることで、減税問題はやはり、大臣、もっと考えるべきじゃないかしらね。独身者は、十二万円が十三万円くらいでも、税金がかかつてくるのですね。十三万円といふと、月収にして九千円くらいになるのじやないでしょ。うか。夏期手当、期末手当等を入れると十三万円。月収九千円で十三万円くらいになりますわね。そうすると、月収九千円ということ、これは高校卒業生です。高校卒業生に税金をかけているというのが所得税のかけ方なんですね。これではあまりひどいと思うんですね。やはり課税最低限をもつとトされるべきだということが、戦前に比較

して言えると思うんですね。それから、諸外国に比較しても、これはイギリスとかあるいはドイツあたりでは、たしか課税最低限は七十万円くらいになつておつたと思うんですね。アメリカの場合は非常にもつと大きい。そういう諸外国と比較しても、日本の場合は非常に免税点が低い。今後の所得税を考える場合、免税点をもつと引き上げ、この間のように一万円に引き上げというのじやなしに。そういう考え方でいくべきじやないかと思うんですが、大蔵大臣の意見はどうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 独身者だと年収十四万幾らですから、月一万二千円くらい近くまでが免税点、この二カ年の改正によつてそこまで行つております。問題は、全体との均衡の問題になりますので、基礎控除だけを多くするということになりますと、独身者と家族持ちとの均衡というものは非常に害されますので、したがつて、この課税最低限を上げていくために、各種の控除、いろいろまぜてそれを総合的に見て、この各層間の均衡をはかるという方法をやつておりますが、独身者と家族というものの生活のこれは違いいといふものは相當ございますので、そのために今の控除制度の運営の仕方も違つておりますが、これは国民所得が増していく過程に応じて順々にこれを上げていくよといふよりほかには方法がないんじやないかと思います。私が昔の政調会長をやつているときに、五人家族で二十五万円まで税金をかけないといふ、せめてこの政策だけは打ち出すべきだといって、非常に党内で反対され、そんなむちやを言つても何とかいうことで、だいぶ問題を起こし

たことがござりますが、もう何年もたたぬうちに四十何万ですから、この調子でやつたら、七十万前後免税点にするくらいなことは私はほどなく来るのじやないかと考えております。

○荒木正三郎君 大蔵大臣、非常にけつこうなんですがね、それはやはりに来るのか。国民党はぬか喜びになって実現しないと困るので、七十万円が最低限になるということが何年くらい後になりますからね。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、まだ七、八年でようか、二十五万円といいう線を打ち出したら、ここにいる大蔵省から、保守党はもつと現実政策を持て、そういうできないことを言っても、というのが当時の空氣で、だいぶ問題になりましたが、今になつてみまし

たら、もうそんな二十何万は昔の話で、四十万に今來ちやつていてるんですから、今の日本の伸び方からいいたら案外早いと思います。

○荒木正三郎君 大蔵大臣がそれまで大蔵大臣しておられるかわからぬですが、それは別として、今の独身者の生

活というものは相当苦しいんじやないかと私は見てるんですけどね。洋服一

着こしらえるにしましても、やはり相当独身者の生活は苦しい。妻君ひ

とつもうにしても、なかなか二十五才や二十六才ではられないというの

が現状じやないです。先ほども言つていましたが、家賃も相当高い。そういうものは少し從になつてているんじや

ないか。家族持ちは怪いというんじやないんですよ。しかし、独身者に対する課税が非常にきびしい、こういうふうに思つますがね。だから、そういう面を少し考慮すべきじやないかといふ意見を持つてゐるんですがね、どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 昨年の所

得控除も、相当その点では、独身者のためにはほかの階層よりも比率がよく

なつてゐるということになりますが、

今年度、三十七年度でさらに基礎控除

を十万円に引き上げるということにし

ましたので、これが一番比率として大きく響いておるのは独身者で、この二カ年の措置によつてさつきあなたが

おつしやられました九千円前後というところから一万二千円前後のところまで引き上げられていてるので、その意味においては、この一、二年で独身者の方々が税率から見ましたら最も優遇された屑になつていますが、まだこ

れでは決して多いとは言いません。も

う少しこれから上げていく必要が十分

あります。

○荒木正三郎君 それから、最低生活

を保障する問題ですね、最低生活の取

り方で非常に問題があつて、水かけ論

のようになつちやうんですが、しか

し、考えとしては、最低生活費は課税

の国で国民所得水準と関係のあること

でございまして、各國別に最低生活の基準というものは違いますし、同じ國

の中においても地方と都會、これはみ

がないだろうと思ひます。

○荒木正三郎君 ですから、日本の

場合に、一応全国的な平均ですね、今

どういう實際に生活をしている、その

生活費はどれくらいかかっているの

か、そういうものを最低生活とみな

して考えていくかどうかという問題で

あります。そうすると、私は本会議でも質問し

たんですが、これは都市平均ですけれ

ども、都市平均といふのをやはり基

準にする必要があると思うんですよ。

農村の生活というものは若干統計的

にむずかしい問題があると思うので、

やはり都市生活者の生計費が幾らか

かかっておるかとということを基準に最低

生活というものを考える必要がある、

で、おそらく計算してもそこはいける

が、その辺とりますと、ずっと、一月

が三万円、それから二月が二万八千

円、それから次に三万二千円、三万三

千円、三万二千円、ずっと上がりまし

て、最近になりまして三万四千円台に

きましたと、年間平均で幾らになるかと

いうのをとるのが一番正確だと思います

が、その辺とりますと、ずっと、一月

が三万円、それから二月が二万八千

円、それから次に三万二千円、三万三

千円、三万二千円、ずっと上がりまし

て、最近になりまして三万四千円台に

きましたと、年間平均で幾らになるかと

いうのをとのが

されてゐるわけですね。そこで、最低生活といふことになると、取り方に

よつてもうまぢまぢですかね。税制調査会の何を見ても、最低生活は保障

しているのだという見方をしていま

す。これはしかし、われわれから見れば、本会議でもちよつと私若干質問し

たのですが、実際の生活費、今は幾ら

なつてゐるということになりますが、私は思うんですが、どうですかね。

○政府委員(村山達雄君) 私のほうからお答えいたします。おつしやるよう

に、最低生活をどう考へるかという問題でございます。ただ、最低限と課税

は下のほうは低いわけでございます。

ですから最低生活——まあ最低生活と

いうことにいろいろ議論がございました

でございまして、各國別に最低生活の基準といふものは違いますし、同じ國

の中においても地方と都會、これはみ

がないだろうと思ひます。

○荒木正三郎君 それでも、その最低生活費部分をもし控

除をしておけば、その上回った部分だけ課税になるわけでございますから、

その税率が百分の八からずっと刻んでいくわけでございます。

○政府委員(村山達雄君) そうしますと、可処分所得が残つていくといふ関

係もございますので、必ずしも理論的に、——おつしやるところは私平均生

計費だらうと思うのでございますが、それなりに思ひます。

○政府委員(村山達雄君) これは年賦

課税でございますから、ほんとうを申しますと、年間平均で幾らになるかと

いうのをとるのが一番正確と思ひます

が、その辺とりますと、ずっと、一月

が三万円、それから二月が二万八千

円、それから次に三万二千円、三万三

千円、三万二千円、ずっと上がりまし

て、最近になりまして三万四千円台に

きましたと、年間平均で幾らになるかと

いうのをとのが

ます。それで、今、先生おつしやいましたので、大体全國

で、おそらく計算してもそこはいける

のではないかと考へてゐるわけでござ

ります。

それから、各國の問題も非常に参考

になるわけでございますが、おつしや

るとおり、課税最低限は日本は先進國

に比べても低い。もちろん平均所得が

低いせいだと思います。アメリカで大

体日本と同じ標準世帯をとりますと百

二十万、イギリスでございますと七十萬

台以下、ドイツは八十万以下になつて

いますが、かりに三万四千円といつたし

ますと、今度の課税最低限はやつて

いるといふことには、数字的にはなる

うかと思います。ただ、われわれの最

低生活費の計算方法は、答申にも書い

ておきましたように、こういう三つば

かりの方法でやつてみますと、少なく

とも現在は課税最低限は計算される最

低生活費を相當上回つておるという

ことは言えるわけでございます。

○荒木正三郎君 それは主税局長、十

月の一番安いところをとつておると思

うではないか。私は、大体中どころを

とつて、昨年の八月をとつたのです

よ。そうすると、四・四五人で三万八千七百二十二円、五人家族になると月

額四万二千五百円ですよ、昨年八月、

九月、十月はだいぶ上がつておると思

うのですがね。

○政府委員(村山達雄君) これは年賦

課税でございますから、ほんとうを申

しますと、年間平均で幾らになるかと

いうのをとるのが一番正確と思ひます

が、その辺とりますと、ずっと、一月

が三万円、それから二月が二万八千

円、それから次に三万二千円、三万三

千円、三万二千円、ずっと上がりまし

て、最近になりまして三万四千円台に

きましたと、年間平均で幾らになるかと

いうのをとのが

ます。

おります。しかし、今度は平均所得に対する各家庭の所得割合を対象として、現在各国の課税最低限は何%のところへ来ているかという見方もあるわけでございます。これをとりますと、日本は各国よりもはるかに高いところに来ております。今の三十六年ベースで五・八三%に来ております。西ドイツは四八・四%、イギリスは三九・三%、アメリカは百二十万ですが平均所得に対しては二九・〇%。こういうふうなことでございまして、この辺もなかなか、まあこれだから日本が生んだ、いや免稅点が高いのだと言えないわけではありませんが、その点、いわゆる理論的の最低生活費、それから実際の消費支出金額、それから各国の比較では、事情の許す限り漸次上げていきたいというふうに考えて、いわゆる常識的に考えるを得ない。目ざす方向としては、この辺をよく考えて、いかに課税を審議するときに深く掘り下げて質問したいと思います。

○国務大臣（水田三喜男君）今のところ三十七年度の問題についてやっておりまして、まだ三十八年度の構想は持っておりません。

度間接税の減税が中心になっていますね。その中心は終戦後は酒税だったわけですね。しかし、この酒税も大衆課税ですからね、酒税と同様な大衆課税として砂糖をあげなければいけない。それから、たばこ。この二つはどうしても大蔵大臣が言うように大衆負担を軽減する、特に最下層の所得者ですね、そういう人たちに恩典が浴するような減税ということを言うならば、これは下げなければいかぬと思うのです。砂糖、たばこの問題をやっぱり取り上げる必要があると思うのです。これを取り上げなかつたということは、大蔵大臣の大きなミスじゃないかと思うのですがね。これやると、非常に減税高が大きくなつて困るということです。やからなつたのですか。趣旨からいえば、当然取り上げるべき性質の問題だと思うのですがね。

高い消費税を砂糖に課しておる。これはそういう政策でいいのかどうかといふことは、もっと私は検討るべき余地が十分あると思うのです。国内産業を保護するなら、直接大衆の負担でしないで、他にいろいろな政策はあると思うのです。そういうやり方は検討されるべきであると思うのですが、大臣、どう思いますか。

○國務大臣(水田三喜男君) そのとおりでございまして、この税制をきめるときが去年の暮れでございましたので、当時砂糖に対する対策というものが、この政策が確立していくませんでした。いろいろ検討はされておりましたけれども、ちょうどが、結論が出ていませんで、ちょうど今になってこの砂糖問題どうするかが各省間でもやつておりますが、根本的には自由化するか、自由化は見合はせるかという問題がございます。もし自由化をしないでこの割当制というものを砂糖に関して維持する限りは、この超過利潤の発生、輸入利益の発生といふものは、今の現状ではやはり避けがたいものでござりますので、これをどうするかという問題が出ておりますが、今別の機関を作つてそれに超過利益を得分を寄付させて、そうしてそこで内甘味の研究助成の仕事をするというようなことによつて、将来甘味全体がもう少し下がつて消費者に利益するような方法を考えようというようなことをございますが、これもいろいろなことがござりますが、これもいろいろな問題があつて、さらにその程度からもう少し法までいかなければという問題も出てきましたが、これにはまたいろいろなことが、今出してきている農林省の構想で粗糖を製造業者に払い下げるという方法までいかなければという問題も出て、食管が全部輸入する、そうして

題がありまして、そう簡単な問題じやございません。その間にもし超過利得が永久的なことだというふうであつたら、これは関税をいじつてもいい問題になりますし、それから、そうなると今度は消費税との関係ということで、私どもはこれはできるだけ避けたいのですが、国内のイモとかあるいはブドー糖とかいうものが一定の計算の上に立つて維持されている現状でございますので、砂糖の値を勝手に動かすことによってここにこれまでの農林政策に全部響きを持つということから、将来砂糖行政をどうするのだという筋の立たぬ間にこの消費税だけ勝手にいじるということの影響があまりにも多過ぎましたので、検討を後日に延ばしたというのがいきさつでござりますが、砂糖問題は御説のとおりに何らかの考慮をしなければならぬだろう、根本的に考えないといかぬ時期に来ていると思ひます。

一部値下げはこの際やりたいというような考え方で最初臨みました。が、税制調査会の審議の過程において、たばこの品税に比べてすぐにたばこをいじらなければいかぬという緊急性というものは、たばこに関しては結論としてあまりないということになつたわけですが、これは次の段階の研究問題です。

○荒木正三郎君 私、おかしいと思うのですがね。戦前に比べてあまり高くなつていらないとか、そういう観点からこの問題を見たらいけないと思うのですがね。大衆負担をどう軽減するかという観点から、今たばこに課せられてる税金ですね、これはたしか六八%から七〇%くらい税金じゃないかと思うのですがね。大衆たばこといわれる「いこい」ですか、そういうたばこについてもこれはべらぼうに高いじゃないですか。そういう観点からものを考えないと、戦前だってべらぼうに取つておったのですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) 物価倍率の比較その他これをやつてみますと、たばこの今の値段と戦前の値段、倍率で見ましても、今の値段はもとの値段に比べてやはり高くないという数字が一応出ますし、たばこ以外のもののほうにまだ下げる必要に迫られておるもののがござりますので、今回はそつちのほうを扱って、たばこのほうはあとに回す。いろいろなところから計算して審議したのですが、たばこはやはり外国との比較を一応していく問題ですし、あらゆる点から検討いたしまして、もとよりも大衆負担が強化したこととはたばこについては今の

ところ言えないだろうと思います。

○荒木正三郎君 これは戦前の物価指

数と比較して、たばこがあまり値上がりしていないという、これも一つの見方かもしれません。けれども、大衆が

むたばこに七〇%の税金がかかるといふ事態は、これはやはり大衆の犠牲ですよ。だから何としてもこの問題はやはり触れなければいかぬと思うのですよ。

○國務大臣(水田三喜男君) これは大衆は。そうして大衆減税をはかつていく、こういう見地から検討するかどうか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは引き続き検討する課題になつております。

○荒木正三郎君 それから、これは本

会議で質問したのですが、質問しあなし、答弁しつぱなしで、結局要領を得なかつたのですが、国民総所得に対

する税負担の割合ですね。税制調査会は大体二〇%という線を守るべきだな、こう言つてゐるのですね。ところが、池田さんはそんなものは拘泥する必要はないのだというわけですね。水度でですか。もし減税をしなかつた場合は、三十六年度は三十六年度です。

○荒木正三郎君 三十六年度です。

○國務大臣(水田三喜男君) 三十六年度は二二、八%ぐらいになると思います。もし減税をしなかつた場合は、三十七年度は二三、二%という負担率にならうと思います。減税によって二

二、二%に今食いとめているというこ

とでございます。

○國務大臣(水田三喜男君) これはやはり二〇%

ぐらいで大体堅持していくというよう

な考え方、税制調査会の考え方ですね。

○國務大臣(水田三喜男君) これは税

う国民所得の税の負担率があれでなけ

ればならぬといふものは世界じゅうど

こもございませんので、大体これは向

こうもこだわつていませんが、またこ

れはこだわるべきものではなく、国民

所得が増大して国民の生活水準がどん

どん上がつてくるという状態に応じて

税の負担率は上がつていくのが筋で

あって、先進諸国を見ましても、これ

は社会保障制度があれだけ行き渡る

うのですから、百万円の人が一割負担

する苦しさよりも、千万円の人が二

〇%、三〇%負担するほうが、まだ実

際には生活は楽なんですから、そういう

う意味において、国民所得がふえるに

したがつて、税負担率が上がつていく

というのだが、近代国家の行き方だらう

べきになるのじやないですかね、こ

れは国民所得に対し税負担の割合は。

○荒木正三郎君 それは国民所得が増加していけば負担率は上がつてくる、それは差しつかえないと。それにはいい。しかし、日本の現状における国民所得において、二〇%が適当じゃないか、こういう議論、私も賛成なんですよ。それは大蔵大臣の言うように、所得が上がつてくれれば、税の負担率は高くなつてもいい、これは何にも差しつかえない。それはそれでいい。

○荒木正三郎君 それは、二三%といふ割合は高いんじゃない。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

おくれていると見ていいんで、少しずつ上がるのじやないですか。今二八%の

税負担をしておるけれども、国防費が

いくのが、私どものむしろ理想でありまして、これを二〇%にくぎづけしなければいかぬというよ

うふうにして、日本の場合を

どうとういうことは言いましたが、も

う国民所得の税の負担率があれでな

ければならぬといふものは世界じゅうど

こもございませんので、大体これは向

こうもこだわつていませんが、またこ

れはこだわるべきものではなく、国民

所得が増大して国民の生活水準がどん

どん上がつてくるという状態に応じて

税の負担率は上がつていくのが筋で

あって、先進諸国を見ましても、これ

は社会保障制度があれだけ行き渡る

うのですから、百万円の人が一割負担

する苦しさよりも、千万円の人が二

〇%、三〇%負担するほうが、まだ実

際には生活は楽なんですから、そういう

う意味において、国民所得がふえるに

したがつて、税負担率が上がつていく

というのだが、近代国家の行き方だらう

べきになるのじやないですかね、こ

れは国民所得に対し税負担の割合は。

○國務大臣(水田三喜男君) 三十八年

度でですか。もし減税をしなかつた場合は、三

らしいという、こういう議論をしてい

るわけじやない。その点、大蔵大臣も、税負担の割合は高いから、それはまあ認めるということであれば、将来やはり減税問題については引き続いて慎重に検討していくというふうにしていただきたいと思うのですがね。

○國務大臣(水田三喜男君) これは大蔵大臣がこまかいことはないと思う。また、そうあつちやならぬと思うのです。

○國務大臣(水田三喜男君) それは國民所得が増

加していけば負担率は上がつてくる、それは差しつかえないと。それは

いい。しかし、日本の現状における國民所得において、二〇%が適当じゃ

ないか、こういう議論、私も賛成なん

ですよ。それは大蔵大臣の言うよう

に、所得が上がつてくれれば、税の負担

率は高くなつてもいい、これは何にも

差しつかえない。それはそれでいい。

○國務大臣(水田三喜男君) それは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

いては、二三%といふ割合は高いんじやないか。これは抽象論になりますからしょがないのですが、池田さんは、今大蔵大臣もお話しになりました

た。

○國務大臣(水田三喜男君) ただ、問

題は、この税負担率といふものを、動

いて、どうですか。単に二八%とか三〇%と

いうことじやなしに、予算の内容から

くるのですから。たばこだって七割か

りカやイギリスが非常に高い税率をか

けておるということで、日本の場合を

増大しておるからそういう結果になつ

て来る。だから、日本の場合は、アメリ

カ等の比で大体同じくらいの税率になつ

てますから、日本の場合は、たばこ

の税率が二八%とか三〇%と

いうことじやなしに、予算の内容から

くるのですから。たばこだって七割か

りカやイギリスが非常に高い税率をか

けておるということで、日本の場合を

増大しておるからそういう結果になつ

て来る。だから、日本の場合は、アメリ

カ等の比で大体同じくらいの税率になつ

てますから、日本の場合は、たばこ

の税率が二八%とか三〇%と

いうことじやなしに、予算の内容から

くるのですから。たばこだって七割か

りカやイギリスが非常に高い税率をか

た。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、二〇%で、国

本の場合は、これはある人も指摘

しておきましたが、アメリカでは二

ぱいかな。

○國務大臣(水田三喜男君) ただ、問

題は、この税負担率といふものを、動

いて、どうですか。単に二八%とか三〇%と

いうことじやなしに、予算の内容から

くるのですから。たばこだって七割か

りカやイギリスが非常に高い税率をか

けておるということで、日本の場合を

増大しておるからそういう結果になつ

て来る。だから、日本の場合は、アメリ

カ等の比で大体同じくらいの税率になつ

てますから、日本の場合は、たばこ

の税率が二八%とか三〇%と

いうことじやなしに、予算の内容から

くるのですから。たばこだって七割か

りカやイギリスが非常に高い税率をか

けておるということで、日本の場合を

増大しておるからそういう結果になつ

て来る。だから、日本の場合は、アメリ

カ等の比で大体同じくらいの税率になつ

てますから、日本の場合は、たばこ

た。

○國務大臣(水田三喜男君) 実は、人格なき社団の問題につきましては、戦後でも新しい法律におきましては、新しい税法につきましてはすべて設けられておるわけでございます。現在在、所得税、法人税、こういうものにつきましては、その人格なき社団は法

人とみなすということになつております

す。相続税法は、逆に個人とみなしておられます。これはそれぞれ今の所得税なり法人税というの、一体どういうふうにして課税するのかという制度の問題と、これはあとは法制的な問題でございますが、罰則の適用について法人としてやるのか、個人としてやるのか、これを明らかにする必要がある。そういう意味で規定されておることでございます。それから、間接税につきましては、法人、個人を問わず、たとえば移出したものは、酒を移出したものについては課税いたしますから、本税の納稅義務についてはわれわれはその規定の必要はないと考えておるわけでございます。

ただ、形式的な整備でございますが、罰則の適用について、一体法人な

のか個人なのか議論の問題がございまして、その点は明らかにする必要があ

るといふことになりますから、本税の納稅義務についてはわれわれはそ

の規定の必要はないと考えておるわけでございます。

二項は人格なき社団については動かなければなりません。したがいまして、もし

この国税通則法の十三条の規定がなければ、この二十八条の第一項並びに第

八条は単独でも効力を発するのか、あ

るいはそれは死文になるのか、効力を

発しないのか、その点、非常にわれわ

れ重要な問題として考えておりますの

で、この機会に……大臣はなかなか

大蔵委員会出てきませんから、尋ね

る機会がない。

と思います。すでに所得、法人、相続税

において、人格なき社団の罰則について

それそれ規定しておりますので、ほ

かの税法でも、本来の納稅義務はいい

わけであります。

○荒木正三郎君 その問題は私のほう

十三条におきまして、一般的に人格な

か個人なのか議論の問題がございま

すので、その点は明らかにする必要があ

るといふことで、今度国税通則法で予定しておりますのは、国税通則法の

十三条におきまして、一般的に人格な

か個人なのか議論の問題がございま

すので、その点は明らかにする必要があ

るといふことで、今度国税通則法で予定しておりますのは、国税通則法の

十三条におきまして、一般的に人格な

か個人なのか議論の問題がございま

すので、その点は明らかにする必要があ

るといふことで、今度国税通則法で予定

を定めておるわけでございます。こ

れを受けまして、各税法は、相続税を

別にいたしまして、今の罰則のところ

ですでに、ここで法人とみなされたも

のと予定いたしまして書いてあるので

ございます。法人の代表者が違反行為

をした場合には、その代表者を罰する

ほか、法人に対して罰金刑をかける、

いろいろ規定が各税法に全部入るわけ

であります。そのときに、法人の代表

者のところまではその國税通則法で認

めるわけであります。ただ、代表者と

いるわけなんですね。改正している。

さつき主税局長の説明したとおりで、

あれが通らなかつたという場合には効

力が発しません。

○荒木正三郎君 それは私は、法とい

うものは、政府の解釈いかんにかかわ

らず、成立すれば、それは法の解釈は

独自に行なわれるわけですね。まあ最

終的には裁判所が行なうわけですが、

そこまで聞くわけにいきませんから、

一応大蔵当局の、大蔵大臣の解釈は

うものを重視したいのですがね。だから、主税局長、もう一へんはつきそ

の点をおっしゃって下さい。

○政府委員(村山善雄君) 国税通則法

がもしかりに成立しないとすれば、こ

の入場税法二十八条の規定は、人格な

き社団または財團に関する限り効力を

もつべきだと同様な規定がある。いわゆる両

規則規定、罰則規定の中にそれが出てき

ているわけなんです。で、從来は、從

前の違つところは、人格なき社団等に

問題だと思っておるわけですが、政府

の答弁は私はやはり行政的な解釈では

ないかと思うのですね。これは裁判に

なつた場合問題が起つて、やはり裁

判所がどういうふうに判定するかとい

うことは、私は残されておる問題だと思います。そこで、念のために、この

問題が成立しない、かりにですよ、それがあ

るわけなんです。しかし、大臣がせつ

かく見えておりますから、私は大臣の

認証を改めてもらうために少し質問を

いたしたいと思うわけです。

先ほど荒木さんもおっしゃいました

が、私たちの考えは、やはり税という

ものは所得税一本でいくべきもので

あって、間接税などというものは全部

八条は単独でも効力を発するのか、あ

るいはそれは死文になるのか、効力を

発しないのか、その点、非常にわれわ

れ重要な問題として考えていてますの

で、この機会に……大臣はなかなか

大蔵委員会出てきませんから、尋ね

る機会がない。

と思います。すでに所得、法人、相続税

において、人格なき社団の罰則について

それそれ規定しておりますので、ほ

かの税法でも、本来の納稅義務はいい

わけであります。

○須藤五郎君 関連して、今の問題は

私たちも非常に重大な問題で、人権の

問題だと思っておるわけですが、政府

の答弁は私はやはり行政的な解釈では

ないかと思うのですね。これは裁判に

なつた場合問題が起つて、やはり裁

判所がどういうふうに判定するかとい

うわけなんですね。改正している。

さつき主税局長の説明したとおりで、

あれが通らなかつたという場合には効

力が発しません。

○須藤五郎君 きょうは朝からずつと

長い質問で、大臣もお疲れだと思うの

ですが、めったにお見えにならないと

残っているわけです。私の質問も、私

はきょうは実は入場税に関する質問い

たしたいと思っておるわけですが、時

まで増額された。結局、入場税という

のはそういう非常時の特別税として私はずっと発展してきたものだらうと思うのです。しかし、もう日本も戦争が済んで十何年、大臣がいつも自慢しているらしいやうに、国民の生活も安定して、そうしてこういう特別税などはもう必要がないような時代になつてきておると思いますが、主税局長、入場税というものは總額でどのくらいなんですか。

今度は一〇%になるわけでござります。イギリスは廃止しましたが、当時は一八・七、フランスが一六・九、西ドイツ一三・一、インド二六、それからアイルランド三〇、ニュージーランド八・八、オランダ一八・三、それからアメリカは、一ドル基礎控除いたしまして一〇%かけます。ただ、特殊な制度について別途の課税をやつておりますが、なかなかむずかしいようになります。普通のいす席等について受けられます。

は最高三〇まで行くわけでござりますが、それに対しまして、展覧会、博覽会、遊園地は一律一〇%ということですあります。

い。それはあなたたちの独断ですよ。  
○政府委員(村山達雄君) 今、娛樂税という観点からお話し申しあげますが、もう一つは、これは消費税でございまして、支出金額を課税標準にとどめているわけでござります。で、支出金額が、それがどういうような内容を持つていても、その支出金額の大小によって一応税の建前としては相対的力の大小を判定する以外にない。ということから申しますと、一般に昔お

○須藤五郎君　そうじやないです。費用がかさむから、どうしても入場料が高くなるというわけでしょう。何も金を持っているから、たくさん払いたいから払うわけじゃないのです。費用がかさむから、それだけの入场料を取らなきゃならぬ。だから、それでも今日の音乐会とか舞踊会というものは赤字を出しているわけですよ。現在ね。これはちょっときょう参考文書を持っていますから言いますがね。この

算で、改正によりまして九十九億七千  
万円でございます。で、もし改正をい  
たさないといいたしますと、百七十億で  
ござります。

では、それは定額の料金については「一〇%、別に何か料金が追加される」とは、それできまつておるようござりますが、実行税率は映倫の調べでもわかっております。

なお、先ほど須藤委員から御質問がありました演劇、純音楽の税率でございますが、先ほど申しました十八億と、いうのは、現行法による分でございまして、改正法でもって改正いたしますと、輕減いたしますと、十億四千八百八十万円、同じく純音楽七億八千八百万円

うは多分に娛樂性があるという考え方だろうと思ふんですがね。そうなんですか、主税局長、あらためて伺つておきますが。

会のほうが料金が高い場合が多いといふにわれわれは感じております。○須藤五郎君 音楽会が展覧会より今がかかるということは、これはもうやむを得ない。とにかく音楽を聞くためには、それだけの設備がなければ開けないということなんですよ。だから、展覧会なら、絵を持ってきて、運動をしてきて、そして会場へそれを陳列する

ところ日本のお音楽家、舞踊家は、音楽会や舞踊会をやるたびに赤字を出していきます。ところが、絵かきさんは、展覧会をやつて、自分の研究発表をするために自分が描いた絵を陳列して、そして人に見てもらう。これは展覧会で絵かきさんが絵を見てもらうというのと同じ行為なんです。ところが、こちらは税金がかかる。そのためには常に赤字を出しておる。大臣、よく聞いておいて下さい。これは大臣の考えによって訂正でもらわなくちゃいけないと思う。

○須藤五郎君 その税率は、私は世界で  
比べて日本は非常に高いと思ってお  
るんですが、特に諸外国の税率の例が  
ありましたら、参考まで伺つておき  
たいと思います。

○政府委員(村山達雄君) 税率はだい  
ぶ複雑になつてござりますが、これは  
一九五八年に映倫が調べたのでござい  
ますが、この映倫で調べたのでいまさ  
と、日本は今度は一〇%でございま  
すけれども……。

○須藤五郎君 映画が主ですか、それ  
は。

○政府委員(村山達雄君) ええ、そう  
でございます。これはまあ大体同じじで  
ござりますので。当時日本は一八・八、

○須藤五郎君 展覧会は、今度は無税になるわけですね。ところが、展覧会が無税になつて、純音楽や純舞踊の会が無税にならない理由は何なんですか。

○政府委員(村山達雄君) これは現行でも、展覧会、博覧会、遊園地、これらは第二種として取り扱つてあるわけでございますが、これは、でもおわかりになりますように、主として娯楽的因素が非常に少ないといふことに着目いたしておるわけでござります。それで、現行でも御案内のとおりに税率に差等がございまして、普通

○須藤五郎君 それはおかしい。ダ・ヴィンチやなにかの絵を見ることと、ベートーベンのシンフォニーを聞くことは、何も違ひがないのですよ。それをベートーベンのシンフォニーを聞くことのほうが娯楽性があるからとにかくフランスの名画が来ても入場税は取らないけれどもベートーベンのシンフォニーをやる音楽会に行くときには、その音楽会に入場税を取るという考え方自体が僕にはわからぬ。どこがどう違うのですか。ベートーベンのシンフォニーを聞くことと、そしてフランスの絵を見ることと、娯楽性がどう違うか、説明して下さ

そしてそこで演奏してもらって聞かなければ、それを見ることはできないのですね。だから、どうしても費用はかさむのです。費用がかさむから税金をかけるというのは、それは理由にならないですね。

美三枝子という芸術奨励賞をもたらした舞踊家ですが、これが新作舞踊発表会を昨年の十一月二十五日に都巿センター・ホールでやったわけです。その収支決算を見ますと、収入は三百円の切符四百十二枚売って十二万三千六百円、五百円の切符を五百五十枚ほど売つて二十七万四千円、計三十九万七千円、これが収入なんです。ところが、これに二割の税金がかかったわけですね。そうすると、これは七万九千三百円ですか、こういう税金がある。ところが、支出のほうを見ますと、会場費に九万一千円、それから舞台の道具費が二万六千円、照明が三万二千円

卷之三

卷之三

卷之三

四、音楽の作曲、録音などに十三万円  
金がかかる。舞台装置が二万五  
千円、演出料が二万五千円、台本料が  
二万円、舞台監督に一万二千円、それ  
から写真をとるのに三万円、それから  
印刷代が十一万一千二百五十円、衣裳  
が十六万一千五百円、原稿料が三千  
円、切手代ですね、それが一万円、そ  
れから弁当代が三万円、雜費が五万  
円、計しますすると七十五万六千七百五  
円です。かういうような金額にな  
るのですよ。そうすると、これにもう  
一つ今の入場税の七万九千円というの  
が入りますから、支出が八十万円と  
いう支出になつてしまつて、赤字は結  
局四十何万円という赤字がここに出て  
しまつておる。自分が研究して舞踊会  
をやろうとすると、すでにこのようない  
赤字が出る。決して営利のためにやつ  
てるのじやなくして、絵かきさんが展  
覧会に絵を並べるのと同じ気持でやつ  
ている行為に対し、片一方は無税でや  
り、片一方はこういうような税金が  
かけられる。そのため非常に仕事が  
しにくく。研究発表会もできない状態  
になつておる。これが舞踊会の例で  
す。それから、藤原歌劇団がこの間  
と十一日の二回東京の会場でやつたの  
です。この場合も、小さいことはあま  
り言わないでおきますが、差引赤字が  
六十四万円出でるわけなんです、藤  
原歌劇団で。それから、純音楽の立場  
でもなかなかこのごろはむずかしいの  
です。日本ハーピ協会が主催で音楽会  
をやつたときの收支決算がここにあり  
ます。支出のほうは会場費が五万円、  
会場付属費が六千八百円、印刷費が一  
万六千円、それから入場券が六千百

円、招待状が二千三百円、いろいろずっとありますて、結局入場税を二万七千九百八十円払って赤字が九万一千百六十三円出ておるわけです。純音楽をやる場合でもこうなんですね。大体これは全体的に言えることだと思うのですね。

当入場料の高いところへ行く人も相当行きよくなるということは、この税を二割、三割を一割に全部一律にしたわけですから、あると思ひますが、それによつて人がどれくらいふえるかといふことは関係するでしようが、催しもの赤字とは直接これは関係のないことであつて、赤字対策ということとの入場税の問題はどれだけの関連があるか、なかなかむつかしいと思ひます。映画においても、この入場税を減らしたということによつて、そのためには人がどれだけ多く入るか、そうして映画館の赤字を埋めることに役立つかということは、私どもまだはつきりわかりませんが、いずれにしても、見に見つた人は税金が下がった分だけ

これから、現在の入場税がなくなれば、五百円の入場料そのものがすっかりそのまま芸術家のほうに入ってくる。だから、収入がふえる。この両方の面から言えると思うんですね。だから、展覧会をやると音楽会や舞踊の発表会をやるのと同じ意味合いでから、芸術的、文化的な立場に立って、文化奨励の立場に立って、こういう入場税などというものは、こういう純粋な音楽会とか純粹な舞踊発表会などには課さないで、免稅にすべきでないかこれが私の意見なんです。そしてそういうことを日本の芸術家たちは心から願つておるわけなんです。今日の状態においては実際やつていけないというのが現状なんですね。非常に活動が不活発になつていくわけなんです。この点に対して私は大臣の配慮を求めたい。どうでしょう。

置くというときに、特に金のかかるものについてだけ無税にするというわけにはちょっとといかないのじゃないかと思うのです。これをやるときには、一律にこういう入場税というものは廃止しようというときに気をつけていかなければならぬ問題だと思います。

○須藤五郎君 もちろん、私は映画にはかけてもいいから音楽会には無税にしろということを言っているのじやないですよ。すべて無税にすることが一番いいわけで、私たちはそれを主張しているわけですから。しかし、まず第一段階として、展覧会が無税であるのに、それと同じ趣旨でやられるところの音楽の発表会や舞踊の発表会に対して課税するのは酷ではないか。同じとにかく趣旨なんですね。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○須藤五郎君 ほんとうにこの音楽会や舞踊会、オペラがちゃんと赤字なしにやつていこうと思うならば、もつとたくさんの人入場料を取らないとやつていけないのですね。みんなぜいたくなことじやないわけですね。これだけのものをやるために、これだけの金がかかること、だからせめて入場料も免税にしてもらえば、この会の運営が両面から非常に助かるということなんですよ。大臣の言うように、料金が安くなければたくさん人が来るだろう、たくさん人が来れば入場料がたくさん集まるから収入が多くなる、そういう面。そ

て、私どもとしては、入場税は、将来はとにかく、現在の段階で一挙にみんなはずすということは不適当だということで、思い切って今度一律に一〇%という入場税をきめたわけですが、一方、興行のためには、催しもののためには金がかかるからというので、現実に高い料金を払って見に立く者に対するほうを無税にして、ほんとうの大衆誤楽といわれている映画の方をまだ一〇%置くということも不均衡になりままでので、これはやはり入場税は将来的問題としてみんな無税にするかどうか、これはつながっている問題で、そのときは当然考慮されるのでしょうかが、今のそのほかの催しものにも一割

○須藤五郎君 この問題につきましては、あらためて議論しましよう。きよ  
うはこれだけで……。  
○岡崎真一君 ちょっと、大臣に一  
言。議事進行的なことなんですが、衆  
議院における税法関係法案の審議状況  
がどうなっているか、伺うと長くなる  
から伺いませんが、ただここに予備審  
査の税法関係がたくさんあるようです  
が、これは毎年のこととして、私は予  
算歳出と歳入どうらはらの問題で、歳  
出予算の審議を終わつたならば、同時  
に税法のほうも終えてこちらの参議院  
によこさなければならぬと思うので  
すが、毎年の悪癖なんです。すでに参  
議院に歳出予算案が来てから十日以上

になるのに、いまだに衆議院の委員会に税法がひつかかっているのですが、衆議院の審議状況がどうなつてゐるかということは、長くなるから伺ひませんが、審議の促進方を、長年の要請だからすぐ直らぬと思いますが、ひとつ要望しておきます。

○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

三月十三日委員会に左の案件を付託された。

- 一、通行税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)
- 一、入場税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十日)

昭和三十七年二月二十二日印刷

昭和三十七年二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局